

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅲ-4-4
文化財の保存・継承と活用

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

文化財課長 萩 雅人

電話番号

0852-22-6468

事務事業の名称	埋蔵文化財保護事務		
目的	(1) 対象	県民（開発事業者）	
	(2) 意図	開発にあたり貴重な文化財が破壊あるいは消失しないよう、計画段階で必要な協議を行い、適切な調整がとられるようにする。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財の予備調査（分布・試掘調査）を実施し、県民及び開発事業者に対して、結果を周知する。 重要な埋蔵文化財の保護のため、事業者や調査を実施した市町村教委に対し、開発区域内の遺跡の保存方法等の取り扱いについて協議を行う。 適切な埋蔵文化財調査を実施できるようにするため、埋蔵文化財発掘調査を実施する市町村教委に対し、専門職員等による技術的指導を実施する。 埋蔵文化財の保護に必要な措置を図るため、一定面積以上の土地を開発しようとする者に対して、文化財保護法に基づく審査を行う。 		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位						
1	指標名	計画段階での協議を経ず着工する開発事業の数	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	件					
	式・定義	協議なしで着工する開発事業の数	取組目標値											
			実績値	0.0	0.0	2.0				達成率	-	-	-	%
2	指標名	県内における周知の埋蔵文化財包蔵地の数	目標値		11,400.0	11,420.0	11,440.0	11,460.0	件					
	式・定義	県内における周知の埋蔵文化財包蔵地の数	取組目標値											
			実績値	11,370.0	11,417.0	11,451.0				達成率	-	100.2	100.3	-

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	14,331	16,760
うち一般財源 (千円)	8,347	9,753

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- 埋蔵文化財包蔵地の取り扱いは、周知され定着してきたが、事前協議が適切に行われないまま工事着手される事例が2件発生した。
- 県及び市町村教委が分布調査・試掘調査を実施し、埋蔵文化財包蔵地を新たに確認した。
- 島根県では、島根県統合型GISにおいて、島根県遺跡マップの公開を行っており、埋蔵文化財包蔵地の周知に努めている。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- 県及び市町村教委が分布調査や試掘調査を実施したことにより、周知の埋蔵文化財包蔵地の把握が進み、埋蔵文化財の保護に有効であった。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- 県及び市町村教育委員会が実施した分布調査・試掘調査・本発掘調査に基づき、島根県遺跡マップを公開しているが、GIS操作に対する習熟度の問題や、更新データ確認に時間を要するなど、遺跡マップの更新が滞っており、最新情報の周知が十分とは言えない状況。
- 開発事業者等が事前の調査や協議を行わずに工事着手する事例が発生している。

②困っている状況が発生している「原因」

- 島根県遺跡マップの公開にあたり台帳整理のための人員を確保するなどし、公開作業に取り組んだが、更新については、市町村でも情報の編集が可能なシステムとなっているにもかかわらず、運用にいたってならず、情報提供を受けた県が更新する状態となっている。
- 市町村における事業者等に対する必要な手続きの周知が十分でない。

③原因を解消するための「課題」

- 島根県遺跡マップの市町村も含めた適切な運用に向けた仕組みづくり。
- 周知の埋蔵文化財と開発の際に必要な手続き等について、市町村HPやチラシ等による周知の促進。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- 適切な埋蔵文化財の保護行政を行うため、市町村と県との情報共有は不可欠であり、その基礎作業となる埋蔵文化財包蔵地の把握と情報の追加、更新は今後も継続して共同して進めていく必要があることから、県と市町村で役割を分担することで作業の効率化を図る。また、市町村担当者などを通じ、担当職員のGIS研修への参加を促し、必要に応じて操作支援をするなど、実施体制の整備と強化を図るとともに、周知の埋蔵文化財と開発に際して必要な手続き等を徹底し、その内容を市町村HPやチラシ等を活用して周知するよう促す。
- 県は埋蔵文化財調査センターと協力してGIS研修に参加するなど習熟度を向上し、システムの整備を進める。